

横須賀市高齢者等階段昇降機導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 介護事業者が行う階段昇降機の導入支援事業に対する補助金の交付については、補助金等交付規則（昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。）に定めがあるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「階段昇降機」とは、バッテリーを搭載した電動の昇降機であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 階段昇降の困難者を積載することによる階段昇降が可能なもの（車輪、キャタピラ等が付属されているものに限る。）
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第40条に規定する保険給付の対象となる福祉用具であるもの
- (3) 公益財団法人テクノエイド協会が運営する福祉用具情報システムの福祉用具分類に定める「自走式階段昇降機」に登録されているもの

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業は、市内に事務所又は事業所を有する介護保険法第8条第2項に規定する訪問介護を行う事業者その他市長が指定する事業を行う事業者が介護保険サービス提供の一環として行う階段昇降機を活用した階段昇降支援を行う事業であって、かつ、当該事業者が次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 過去5年間に介護保険法に基づく指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けていないこと。
- (2) 横須賀市暴力団排除条例（平成24年横須賀市条例第6号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び当該者の役員が同条第3号に規定する暴力団員でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、階段昇降機導入支援事業の実施に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 階段昇降機の購入に要する費用（保守点検に要する費用及び送料を含む。）
- (2) 前号の階段昇降機に使用する予備バッテリーの購入に要する費用
- (3) 第1号の階段昇降機に係る操作講習の受講に要する費用
- (4) 第1号の階段昇降機に係る修繕及び性能維持に必要な交換部品の購入に要する費用

(補助金額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、次に定める金額のうちいずれか低い額に10分の8を乗じて得た額とする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

- (1) 150万円
- (2) 前条に規定する補助対象経費の合計額

(交付申請)

第6条 規則第4条第3号に規定するその他の参考となる書類は、次に掲げるものとし、同条第1号及び第2号に規定する書類は省略するものとする。

- (1) 補助金所要額調書
- (2) 階段昇降機導入計画書
- (3) 補助対象経費の支出予定額の内訳が分かる書類
- (4) 階段昇降機の概要（カタログ、仕様書等）
- (5) 事故が発生した際の対応計画
- (6) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

第7条 規則第10条に規定する市長の定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 補助金精算額調書
- (3) 補助対象経費に係る領収書等又はその写しその他これに準ずるもの
- (4) その他市長が必要と認める書類

(財産処分の制限)

第8条 規則第15条ただし書の規定による市長が定める期間は、4年とする。

(休止等による補助金の返還)

第9条 補助金を受けた者は、補助金の交付決定があった日の属する年度の3月末日までの間に事業を休止又は廃止するときは、休止又は廃止理由等を記載した休止等届を市長に提出し、当該廃止又は休止に係る額を返還しなければならない。

(書類等の整備)

第10条 補助金の交付を受けた者は、規則第8条に規定する書類及び帳簿を当該補助事業の完了した市の会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他の事項)

第 11 条 この要綱の施行に必要な事項は、民生局福祉こども部長が定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 5 月 1 日から施行する。